

子どもの貧困対策について



問

2007年の国民生活基礎調査による

と、年収300万円未満の世帯の比率は12.3%となり10年前より3%増えている。その中で30歳台の世帯主は4.5%と若い世代の比率が高くなっている。

日本の子どもの貧困率は14.3%、約7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われている。特に母子世帯の貧困率は6%と突出している。

子ども時代を貧困に過ごすことは、成長・発達・学力に大きく影響を及ぼし、子どもの可能性を制約してしまい、現在の状況に影響を与えるだけでなく長期にわたって固定化し、次の世代へと引き継がれる可能性を含んでいる。

子どもの成長・発達は社会全体で保障すべきであり、広範に貧困が及んでいる中、家庭に過度な負担を負わせている現状は大きな社会問

題である。

従って次に点について伺う。

①町として「子どもの医療費助成」の拡充を行うとともに、国の制度として「子どもの医療費無料化」を行うように求めていくこと。

②学校納入金（教材費・学費など）の保護者負担の軽減を講じるとともに、国に義務教育費国庫負担を2分の1に戻すよう求めていくこと。

③町として「30人以下学級」の手立てを講じるとともに、道・国に実施を求めていくこと。

町長

①乳幼児医療費助成事業は、従前から基本的に北海道医療給付事業と歩調を合わせて取り組んでいる。

本町独自の上乘せ助成事業の実施により、平成20年4月より、就学前の児童に係る医療費が実質的に無料となり、平成20年10月から

は、入院及び指定訪問看護の対象を小学生まで拡大し、

市町村民税非課税世帯に属する世帯については、実質的に無料となり、市町村民税課税世帯で所得制限の限度額未満に属する世帯についても、自己負担分が3割から1割へと軽減された。

さらなる医療費助成の拡大の意義は理解しつつも、厳しい財政状況などを踏まえ、当面は現行の助成制度を継続していきたい。

本年6月に北海道町村会を通じ、国などに対し、少子化対策の充実を図るため、子育て家庭の経済的負担を軽減する財政支援を講じることがを要望している。今後、も引き続き国などに対し、子育て支援に対する助成の拡充を要望していきたい。

教育長

②日頃から各学校で、学校配分予算の活用により、工夫を凝らし、教材費などの負担について、できる限り保護者負担の軽減に努

めているが、教材費の中には家庭に持ち帰って使用できるものや、調理実習時の材料費なども含まれているため負担していただいている。

しかしながら、保護者の経済状況によって、子どもたちの就学環境に格差が生じることは憂慮すべき問題であり、経済的に困窮されている世帯に対しは、就学援助制度により、学用品購入費や修学旅行費、給食費などを援助している。

今後とも予算編成にあたり、保護者負担が過重になることのないよう配慮していきたい。

三位一体改革の中で、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小され、地方交付税削減の影響により、自治体で教育予算を確保することが困難な状況となり、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国全体として教育予算を確保充実にすることが、極めて重要である。

義務教育に関する国と地方のあり方については、事業仕分けで負担率を抜本的

に見直すべきとの判定を受けたことから、今後の国会審議の動向などを見極め、対応したい。

③少人数学級の持つ教育的効果、特に、小学校低学年など学校生活に慣れ親しむ段階において効果的と言われているが、本町の中学校の規模と状況から、町自ら給与を負担し、30人学級を実現していくことは財政上困難なものと考えている。

少人数学級の実現に向けては、さまざまな研究結果が示され、国でも検討が進められていると理解しているが、子どもに関わる教員の数を増やすことは、教育的効果はもとより、学校現場や保護者からも歓迎され、今後も道教委の教職員定数加配制度を活用するとともに、その充実に向けて機会をとらえて働きかけたい。

